

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 THONGMEENSUK Saliltorn

論 文 題 目

THE INTERPLAY BETWEEN THE SYSTEMS OF PATENTS AND PLANT VARIETY PROTECTION: THEIR IMPACTS ON PLANT INVENTIONS – LESSONS FOR THAILAND

特許制度及び植物品種保護制度の相互作用による植物発明への影響—タイへの教訓

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木 将文

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科准教授 西井 志織

論文審査の結果の要旨

I. 本論文の概要

1 本論文は、植物関連分野の技術革新（イノベーション）を促進する法制度のあり方について研究するものである。

現在、国際的に、植物関連の技術革新を促進する法制度としては、大きく分けて、特許制度と、植物品種保護制度の二つが存在する。本論文は、それらの制度について、関連する国際法及び主要国の国内制度を分析、検討し、筆者の母国であるタイを中心とする発展途上国の観点から、両制度をどのように活用すべきかについての指針を提示することを目的としている。

2 以下、論文の内容を章立てに沿って簡潔に紹介する。

(1) 第1章“Introduction”は、本論文の検討対象を提示する。まず、植物関係の技術革新の特徴、同技術革新に関係する条約等の国際的な制度、及びタイの状況を概観し、なぜ発展途上国、とりわけタイにとって、本論文のテーマが重要な意義を有するかについて説明する。すなわち、農業国であるタイ（等の途上国）にとって、生産性等に優れた植物に係る技術を入手する必要性が高い一方、国際的に寡占化が進みつつある種子開発産業に農業をコントロールされることは避ける必要があり、また、農家の伝統的な手法によって開発された植物品種の保護に対する要請も高い。そのような中、法的には、TRIPS 協定（WTO 協定の一部を構成する、知的財産制度に係る多国間条約）は、特許制度による植物の保護に関しては加盟国に一定の裁量を認めつつ、植物品種については特許若しくは特別の制度（*sui generis system*）又はそれらの組合せによる保護を義務付けており、途上国もこの義務を履行しなくてはならない。さらに、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）が欧州諸国の主導により成立しており、途上国は、先進国との自由貿易協定（FTA）等において UPOV 条約への加入を義務付けられる傾向にある。したがって、タイを初めとする途上国は、自国にとって適切な植物関連の技術革新促進制度につき、国際法や国際的な通商交渉の動向を踏まえつつ、主体的に判断する必要がある、とする。

以上のような問題意識を述べた上で、本論文は、取り組む具体的問題として次の諸点を挙げる。第一に、発展途上国において、植物を対象とする特許制度を導入すべきか、また、導入する場合、植物関連発明に即した特別なルールが必要か、第二に、特許制度と植物品種保護制度とを重複的に活用することとした場合、技術革新を促進しつつ、植物遺伝資源へのアクセスを阻害しないために、いかなるメカニズムによって両制度間の調整を図るべきか、第三に、UPOV 条約の定める制度は、途上国にとって適切か、第四に、生物多様性条約（CBD）及び食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）の下での利益配分の義務に関し、途上国としてどのように履行すべきか、という4点である。

(2) 第2章は、植物関連の技術革新の特徴について論じる。まず、同分野の技術革新が、世界人口の増加に対応できる食糧の確保等の観点から、人類全体にとって極めて重要な意義を持つことを確認する。そして、同分野特有の特徴として、経路依存的であること、連続的かつ累積的

論文審査の結果の要旨

あること、自己増殖性を持つことを指摘する。また、技術革新の方法について、第一に、農家による品種開発があり、したがって、農家の権利 (**farmer's rights**) という概念が **CBD** 及び **ITPGRFA** において認められていることを紹介する。第二に、科学的方法による技術開発があり、交配 (**hybridization**)、DNA 配列の操作、さらに農業ナノテクノロジー (**agro-nanotechnology**) による方法があるとする。そして、このような技術革新を経て、遺伝子組換え種子が、環境や公衆衛生上の問題を孕みながらも重要な役割を果たすようになり、かつ、その開発を担う種子開発企業が有力化していること、他方、伝統的な表現型 (**phenotype**) の交配及び選択の技術に基づく品種改良の手法も、技術革新にとって今も不可欠であることなどを指摘する。

(3) 第3章は、植物関連の技術革新を促すための知的財産制度に関する国際条約について分析する。

第一に、タイも加盟国である **TRIPS** 協定の27条が、特許の保護対象に植物自体を含めるか否かは加盟国の裁量で決められること、しかし植物品種は特許若しくは特別の制度のいずれか又はその組合せにより保護しなくてはならないことを定めている。本論文は、同規定の起草過程を検証したうえで、同規定の内容につき、**WTO** 紛争解決制度の上級委員会及びパネルの報告書も引きつつ、分析を加えている。

第二に、植物新品種の保護に係る **UPOV** 条約について、分析する。同条約は1961年に成立し、その後改正された1978年条約と、さらに改正を加えた1991年条約とが、それぞれ独立した条約として今日も効力を有している。本論文は、同条約の成立の経緯及び主要内容を検討し、特に1991年条約において、種子開発企業に一層有利な内容となったこと（特に、**EDV**（実質上派生した品種、「新種品種」）にも権利が及ぶとされたこと）、逆に、農家の保護が弱まったこと等を指摘する。

第三に、**TRIPS** 協定の定める特許制度による植物関連技術の保護と、**UPOV** 条約による植物新品種の保護の比較検討を行っている。具体的には、両制度の間の、保護の対象（「発明」か「品種」か）、保護要件、公開義務の有無（**UPOV** 条約上は、義務はない）、保護範囲（全体的に、**UPOV** 条約は、育成者 (**breeder**) 免責（新品種開発行為に対して権利が及ばないとする制度）、及び農家の免責（農家による非営業的目的の行為に権利が及ばないとする制度）を認めていることから、同条約の下での権利効力範囲は狭いと指摘する。）、保護期間、強制実施権（いずれの条約も一定の要件の下で認めているところ、**UPOV** 条約の要件の方が緩いとする。）等に関する差異を分析している。さらに、バイオテクノロジー産業からは **UPOV** 条約を保護強化の方向で改正すべきであるとの意見が出されている一方、欧州の育成者団体からは、同条約の改正に反対し、むしろ同条約における権利例外を特許制度にも導入すべきである旨の意見が出されていることを紹介する。また、1978年 **UPOV** 条約は、特許制度と植物新品種保護制度による重複的保護を否定していたのに対し、1991年 **UPOV** 条約は同趣旨の規定を置いていないこと、そのため、例えば米国は、植物品種について重複的保護の制度を採用していることを指摘する。

論文審査の結果の要旨

(4) 第4章は、植物関連技術に係る、環境問題を扱う国際条約について検討する。具体的に対象となるのは、生物多様性条約 (CBD) 及び食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) である。CBD は、特に、遺伝資源の商業的利用により利益が発生した場合、当該資源の創造、開発及び使用した者に利益を配分すべきことを定めており、植物関連技術に係る知的財産権によって権利者等に利益が生じた場合に、植物資源の発見等に関与した者に対する利益配分が問題となること等を指摘する。また、ITPGRFA については、特に、農家の権利 (具体的には、食料又は農業に植物遺伝資源が利用されて発生して利益の配分を受ける権利と、農家が伝統的な農作業に必要な種子の保存、使用等を行う権利) を正面から認めている点について、詳細に分析する。

(5) 第5章では、米国、EU 及びインドにおける、植物関連技術の保護の状況について比較検討を行う。

まず、米国は、特許による植物の保護と植物品種保護制度による重疊的保護をしているのが特徴であると指摘する。また、特許制度としては、1930年法に制定された植物特許法と、一般的な特許制度 (utility patents) (1980年の連邦最高裁判決により生物が保護対象となることが確認された。) とが利用可能であるとし、それら2種類の特許制度と植物品種保護制度 (1970年制定の植物品種保護法) の3つの保護方法につき、比較検討を行い、例えば植物品種保護制度においてのみ研究目的例外 (research exemption) が認められていることを指摘する。そして、米国における植物関連技術革新の状況について、先端的技術を有する大企業が存在するのは確かであるが、市場が寡占的になっていること、種子の価格が高騰していること、農業関連バイオテクノロジーに係る研究活動に制約が大きいこと等の問題が認められるとする。

次に、EU について、「植物品種」及び「植物の生産のための本質的に生物学的方法」を特許 (欧州特許) の保護範囲から外す一方、UPOV 条約 (1991年条約) に沿った、EU としての共同体植物品種保護制度を有していることを確認した上で、実際には特許の例外は狭く解釈されているため、両制度の重複的適用があり得るとし、具体的に重複的保護が考えられる技術の例を挙げる。そして、重複的保護の問題 (例えば、各制度の権利者が異なる場合に、相互の権利主張によって技術が利用できなくなること) を防ぐため、バイオテクノロジー指令は、第一に強制的クロスライセンスの制度を、第二に農家の特権 (farmers' privilege) (植物品種保護制度上、農家が種子を保存し植栽に用いることができるとされる権利を特許種子についても拡大している。) を、それぞれ認めていることを指摘する。

最後に、インドは、人口の約半分が農業を主たる収入源とする農業国であるとともに、バイオテクノロジーの推進に力を入れているところ、知財制度に関しては、植物関係の技術を広く特許の対象から外している (具体的には、植物品種、植物自体、植物の生産のための本質的に生物学的方法、農業的方法等。他方、例えば、本質的に生物学的方法ではない植物の新しい生産方法は、特許の対象となり得る。) 一方、植物品種については、UPOV 条約には加盟せず、インド独自の保護制度を設けており、育成者の試験研究目的の行為につき権利効力制限を定め、また、(農家が産み出した品種について知的財産権を認める等により) 農家の権利を重視している点などが特

論文審査の結果の要旨

徴であるとする。そして現行制度の効果につき、農家による品種登録が活発に行われていること、しかし農家にとって保護の基準を充たすことは容易とはいえないこと、種子産業は高付加価値で高価な種子の開発に特化し、それ以外については公的部門や農家による開発に委ねる傾向がみられること等を指摘し、民間部門によるバイオテクノロジー開発をさらに促進すること等が課題であると論じる。

(6) 第6章は、タイの現行制度を分析し、その問題点と対策を論じる。

タイの経済社会における農業の重要性につき、諸事実に基づいて確認し、さらに、植物関連技術の利害関係者、すなわち、農家、民間品種育成者、公的研究機関のそれぞれの実態を紹介する。そこでは、タイの農地が減少しつつあること、種子市場が一社の国内企業と複数の多国籍企業に支配されていること、公的資金が研究開発に投入されていないこともあり、技術革新が十分実現できていないこと等が明らかにされる。そのうえで、関係する法制度を紹介するとともに、その問題点を検討する。

法制度に関しては、まず、タイは WTO の加盟国である一方、UPOV 条約については、同条約事務局や日本政府から法整備のための支援を受けてきたものの、1978年条約及び1991年条約のいずれも締結していないことを確認する。そして、特許制度については、植物を保護対象としないと明記していること、植物品種保護制度については、1999年にタイ独自の法律(PVP法)を制定していることを紹介する。さらにPVP法の内容を詳細に分析し、その特徴について、国が国内の植物資源につき主権的権利(sov^{er}ign rights)を持つことを前提としつつ、育成者に新品種に係る排他的権利を認めていること(保護対象につき、新品種としている点で、インドの制度よりも狭い)、農家の権利を正面から認めてはいないが、地域植物品種(local plant varieties)について地域共同体の集合的権利(collective rights of local communities)を認めていること、また、農家は育成者権に対する例外措置を一定範囲で受けられること等を紹介する。その上で、タイのPVP法については、保護要件が緩やかであり権利取得は容易であるが、保護水準が低く(例えば保護期間は12年又は17年であり、UPOV条約が定める20年よりも短い)、また、強制実施権の規定が不明確である等の問題があり、結果的に登録数は少なく、技術革新促進効果を十分発揮していないと論じる。

以上の分析を踏まえ、本論文は、タイの制度について次のような提言を行っている。

まず、政策目標として、第一に、植物関連の技術革新に対する公的資金投入を増加し、その成果を農家に普及するための法的メカニズムの構築、第二に、植物新品種の研究開発に向けた公的投資と私的投資の間の競争の促進、第三に、科学的方法によって開発された植物関連技術を中小規模の農家が利用できるようにすること、第四に、農業関連の生物多様性の確保において、PVP法の定める利益配分等を通じて、農家を支援することを挙げる。

そして、知的財産制度については、第一に、技術革新の実情を踏まえ、特許制度において植物を保護対象とすべきである、その際、育成者例外(特許発明を新品種開発目的で実施する行為について特許権の効力を及ぼさない措置)、及びPVP法との重複的な保護の弊害を防ぐための措置

論文審査の結果の要旨

(強制的クロスライセンス制度及び農家の例外措置)を導入すべしと論じる。第二に、PVP 法については、1991年 UPOV 条約を締結して同条約の内容を国内法化することに反対しつつ(同条約は、EDV まで権利効力を及ぼす点、農家の例外が狭すぎる点等が問題とする。)、新規性や区別性の要件の厳格化、保護期間の延長、農家の権利の見直し(インド法に倣い、育成者権保有者のブランドを用いた販売は認めない、農家の登録を容易化する等)、利益配分の仕組みの改善(技術支援等の非金銭的報奨が最適とする。)、強制実施権の改善(TRIPS 協定 31 条に倣った要件の明確化)を提言する。

(7) 第 7 章は、結論として、第 6 章で行ったタイへの提言を踏まえつつ、より一般的に途上国に対する提言を行う。具体的には、第一に、途上国においても、植物関連技術革新促進のため、特許制度を活用すべきである、第二に、特許制度を導入する際、植物資源へのアクセスを過度に抑制しないようなメカニズム(食糧安全保障関係部分は保護対象から外す、クロスライセンスの活用、育成者に一定範囲で自由利用を認める等)を設けることが必要である、第三に、植物品種保護制度に関しては、UPOV 条約(1991年条約)の定める制度は問題が多く(保護要件は緩すぎる一方、権利保護が強すぎる等)、自国に適した制度を導入すべきである、第四に、CBD 及び ITPGRFA の定める利益配分を植物品種保護制度の中で導入すべきであり、その際、非金銭的利益を社会に広く還元する方法を活用することが望ましい、第五に、通商交渉に関し、途上国は WTO の TRIPS 理事会において一層積極的な役割を果たすと同時に、FTA や投資協定の交渉において TRIPS プラス(TRIPS 協定の保護水準を超える保護を内容とする)条項を求められる場合、植物関連技術に係る特許、植物品種及び伝統的慣行の相互調整のための法的仕組みを決める権限を確保すべきである、とする。

II. 本論文の評価と結論

1 本論文の特徴

本論文は、植物分野の技術革新に資する知的財産制度のあり方について、主として途上国の観点から検討するものである。植物分野の技術開発は、途上国に限らず、先進諸国にとっても、農業振興、環境、公衆衛生、エネルギー等多様な観点から重要な課題である。しかし、技術水準のギャップや、先進国企業による種子市場の寡占支配等を背景として、課題への対応について途上国と先進国間の意見の対立が見られるところである。そして、関係する条約が先進国主導で成立していることから、途上国としては、条約との関係を考慮しつつ(締結している場合はそれとの整合性を確保しつつ)、いかに自国にとって望ましい制度を構築するかを検討する必要がある。本論文も、正にそのような問題意識に立って、条約及び主要国の制度の比較検討を通じ、タイの制度のあり方、さらに途上国一般にとって望ましい方向性につき、論じるものである。

論文審査の結果の要旨

本論文の特徴を挙げると、第一に、上記のような明確な問題意識に立って、関連する法制度につき包括的・総合的に、かつ、きめ細かく論じられている。すなわち、テーマとの関連で検討されるべき条約と国内制度（米国、EU、インド及びタイの制度）とが適切に選択され、さらに、それぞれについて、歴史的経緯、特徴、問題点等が、多くの参考文献が参照されつつ、詳細かつ手際よく論じられている。

第二に、主張の内容が明快で、説得力がある。すなわち、全体的に論述がよく整理されており、制度等に関する客観的な記述と、筆者の意見との区分が明確であって、かつ、筆者の主張が論理的に、合理性の高い論拠に基づき展開されているため、理解しやすく、説得力がある。

具体例を挙げれば、途上国では反対の意見が多く見られる特許制度の活用に関し、本論文が、客観的な技術動向や特許制度の柔軟化の可能性等に照らし、一定範囲で活用を図るべきであるとしている点は、途上国の実情に配慮しつつも、客観的な動向や法制度上の様々な対応可能性を検証した上での主張となっており、説得的である。また、途上国では過度に重視される傾向のある農家の権利について、法律上の規定はあっても真に農家にとって有益な制度となっていないのではないかと疑問を呈し、実際に意義ある制度とするためにどうすべきかについて筆者独自の見解を提示している点も、説得力のある議論となっている。さらに、タイや途上国一般に対する提言は、全体的に、現実的で実践的な価値が高いと評価できる。

第三に、本論文の主張には独自性が認められる。そもそも本論文は、条約及び主要国の国内制度についての詳細で精緻な分析を踏まえて、タイの制度に関し突っ込んだ検討を行った英語文献として、国際的にも稀少と思われる。しかも、上記のように、本論文の主張は、途上国で有力な意見に安易に同調せず、客観的な技術動向や諸制度等の分析に基づいて、独創的な見解を提示することに成功していると評価できる。

以上のように、本論文は、筆者の出身国タイを含む途上国にとって重要な社会的・経済的意義を有するテーマに関し、条約から主要諸国の制度を詳細に調査分析した上で、現実的で説得力ある提言をなしており、理論的にも実践的にも価値の高い研究と評価できる。

そして、総合法政専攻（国際法政コース）の博士（比較法学）の課程博士論文判定基準に照らすと、本論文は、(1)タイを初めとする途上国の法に関連する理論及び実務の両面に係る研究であるという意味で、広義のアジア法整備支援にかかわる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており、(2)主として比較法学的手法を用いており、(3)母語以外の言語（英語）を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提に議論を進めており、(4)問題設定が明確で設定した問題に対してそれなりの回答が出されており（上記第一参照）、(5)独自の研究といえ（上記第三参照）、(6)論理が堅固である（上記第二参照）と評することができる。

2 本論文の問題点

他方、本論文についても、いくつかの問題を指摘できる。

第一に、本論文は、主として農業の振興、従として環境保全（生物多様性の確保を含む）との

論文審査の結果の要旨

関係で、植物関連技術革新について論じており、その限りで非常に包括的・総合的な研究といえるが、植物関連技術は、さらに公衆衛生、安全、エネルギー等の広範な公共的政策課題にも関係する問題である。本論文が重点的に扱う問題以外にも、なお考慮すべき事項が残されている点につき、若干なりとも触れていれば、さらに視野の広い研究となったと思われる。

第二に、論述の一部が抽象的あるいは理屈のレベルにとどまっているところがある。具体的な事例（特定の植物関連技術についての例示やケーススタディ）を挙げるなどの工夫があれば、一層説得力を増したと思われる。

第三に、条約については、現行の規定を所与のものとして扱い、条約自体を改正する試みについては言及していない。これは、現実的可能性が低いとの判断に基づく結果と思われるが、一種の思考実験として、条約レベルでの立法論を展開することもできたのではないかと思われる。

本論文については、以上のような問題点を指摘できるものの、それらは紙幅等の限界との関係で過度な要望ともいえ、1で述べた積極的評価を覆すほどのものではない。

3 結論

以上の評価を踏まえ、審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。